

## 白石町訓令乙第12号

### 白石町ずっと住まいる応援事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 町長は、白石町への移住・定住を促進し、将来にわたって地域の活力を維持していくため、白石町内に移住・定住することを目的として住宅を取得する若者世帯又は子育て世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、白石町補助金等交付規則（平成17年白石町規則第45号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者世帯 補助金交付申請日の属する年度の4月1日現在において、申請者とその配偶者が共に39歳以下の夫婦の世帯をいう。
- (2) 子育て世帯 補助金交付申請日の属する年度の4月1日現在において、申請者に中学生以下の子どもがいる世帯をいう。
- (3) 住宅 白石町内において、専ら人の居住の用に供し、居住部分の床面積が50㎡以上の一戸建て住宅をいう。ただし、併用住宅にあつては、居住部分の面積割合が2分の1以上、かつ、居住部分の床面積が50㎡以上であることをいう。
- (4) 新築住宅 前号に規定する住宅のうち、新たに建築した住宅をいう。
- (5) 建売住宅 第3号に規定する住宅のうち、販売を目的として新たに建築された住宅をいう。
- (6) 中古住宅 第3号に規定する住宅のうち、住居として使用されていた住宅をいう。
- (7) 住宅取得 前3号に規定する住宅を取得することをいう。

#### (補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）

は、白石町内に移住・定住することを目的として住宅取得を行う、若者世帯又は子育て世帯の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。

- (1) この要綱の施行日より前に締結した工事請負契約により住宅を新築する者又はこの要綱の施行日より前に締結した売買契約により建売住宅若しくは中古住宅を購入する者
- (2) 住宅の建築に対し、移転補償を受ける者
- (3) 町税等の滞納者（取得する住宅に入居予定の世帯員を含む。）
- (4) 白石町暴力団排除条例（平成24年白石町条例第3号）第2条第2号に該当する者（取得する住宅に入居予定の世帯員を含む。）
- (5) 3親等以内の親族から住宅を取得した者
- (6) この要綱の規定による補助金の交付を過去に受けた者
- (7) 白石町における住宅取得等に係る補助金の交付を過去に受けた者（取得する住宅に入居予定の世帯員を含む。）
- (8) その他町長が適当ではないと認めた者（補助対象要件及び補助金の額等）

第4条 補助金の交付対象となる住宅取得の要件並びにこれに対する補助金の額及び補助率は、別表第1のとおりとする。

2 算出された補助金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（着工届出書の提出）

第5条 補助対象者は、別表第1に掲げる申請区分における、新築住宅（土地購入あり）又は新築住宅（土地購入なし）に該当する住宅取得を行おうとするときは、着工届出書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。なお届出に係る添付書類等及び提出期限については、別表第2のとおりとする。

2 前項の着工届出書の提出部数は、1部とする。

（補助金の交付申請）

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第2号のとおりとし、申請に係る添付書類等及び提出期限については、別表第3

のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出部数は、1部とする。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金交付の決定及びその額を確定し、様式第4号により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に対する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金に関する報告及び立入調査について、町長から求められた場合はそれに応じなければならない。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、精算払で交付する。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとし、提出期限については、規則第6条に規定する通知があった日から30日を経過した日又は申請する年度の3月末日のいずれか早い日とする。

3 前項の補助金交付請求書の提出部数は、1部とする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 町長は、第7条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、交付決定者にその全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助金交付申請書その他書類に虚偽があるとき。
- (2) 規則及びこの要綱に違反していることが認められたとき。
- (3) 交付決定者が補助金の交付決定の日から起算して5年以内に補助金の対象となった住宅から転居し、又は当該住宅を売却若しくは譲渡し

たとき。ただし、町長が特に認めた場合を除く。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取り消したときは、様式第6号により、交付決定者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の通知を受けた者（同一世帯員を含む。）から、再度補助金の交付申請があったときは、その申請を受理しないことができるものとする。
- 4 町長は、第1項の規定により補助金の返還を命じるときは、様式第7号により、交付決定者に通知するものとする。
- 5 第1項の規定により補助金の返還を命じる金額は、同項第1号又は第2号に該当する場合は全額を、第3号に該当する場合は交付決定の日から起算した年数に応じ、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 1年以内のとき 補助金の全額
  - (2) 1年を超え2年以内のとき 補助金の5分の4の額
  - (3) 2年を超え3年以内のとき 補助金の5分の3の額
  - (4) 3年を超え4年以内のとき 補助金の5分の2の額
  - (5) 4年を超え5年未満のとき 補助金の5分の1の額

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表第1（第4条関係）

申請区分	要件	補助率及び補助金の額
新築住宅（土地購入あり）	補助対象者自らが住宅建設用地を購入し、当該用地に自らが居住するための住宅を新築した場合	一律100万円
建売住宅又は中古住宅	補助対象者自らが居住するために、住宅用地を含めて建売住宅又は中古住宅を購入した場合において、その住宅本体及び土地の取得費用が消費税及び地方消費税を除き600万円以上の場合	取得費用（税抜）の5%以内（上限100万円）
新築住宅（土地購入なし）	補助対象者が住宅建設用地の購入を伴わず、自らが居住するための住宅を新築した場合において、その住宅本体の取得費用が消費税及び地方消費税を除き600万円以上の場合	一律50万円

※ 住宅建設用地の購入について、その土地に係る土地売買契約を要綱の施行日より前に締結した場合を除く。

※ 住宅本体の取得費用について、外構工事に係る費用、町の他の補助金の対象経費となる費用、家具家電製品の購入に係る費用及びその他町長が取得費用として関係がないと認める費用を除く。

別表第2（第5条関係）

申請 区分	添付書類等	提出期限
新築住宅（土地購入あり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地売買契約書の写し</li> <li>・住宅新築に係る工事請負契約書の写し</li> </ul>	補助対象者がハウスメーカーや工務店等と住宅新築に係る工事請負契約を締結した日から60日を経過した日
新築住宅（土地購入なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅新築に係る工事請負契約書の写し</li> </ul>	

別表第3（第6条関係）

申請区分	添付書類等	提出期限
新築住宅（土地購入あり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書兼同意書（様式第3号）</li> <li>・住民票謄本（続柄が表示されたもの）</li> <li>・世帯全員に町税等の滞納がないことを証する書類（完納証明書）</li> <li>・土地及び新築住宅の登記事項証明書</li> <li>・住宅竣工が確認できる全景写真</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>	<p>新築した住宅に補助対象者が住民票を異動した日から60日を経過した日又は申請する年度の2月末日のいずれか早い日</p>
建売住宅又は中古住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書兼同意書（様式第3号）</li> <li>・土地建物の売買契約書の写し</li> <li>・土地建物の登記事項証明書の写し</li> <li>・住民票謄本（続柄が表示されたもの）</li> <li>・世帯全員に町税等の滞納がないことを証する書類（完納証明書）</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>	<p>取得した住宅に補助対象者が住民票を異動した日から60日を経過した日又は申請する年度の2月末日のいずれか早い日</p>
新築住宅（土地購入なし）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誓約書兼同意書（様式第3号）</li> <li>・住民票謄本（続柄が表示されたもの）</li> <li>・世帯全員に町税等の滞納がないことを証する書類（完納証明書）</li> <li>・新築住宅の登記事項証明書</li> <li>・住宅竣工が確認できる竣工写真</li> <li>・その他町長が必要と認める書類</li> </ul>	<p>新築した住宅に補助対象者が住民票を異動した日から60日を経過した日（住宅取得に伴う住民票の異動が生じない場合は、住宅取得に係る登記日から60日を経過した日）又は申請する年度の2月末日のいずれか早い日</p>

※ 申請する住宅が併用住宅（住宅と非住宅（店舗、事務所、賃貸住宅等自己の居住の用に供さない建築物をいう。以下同じ。））が一体となった建

築物をいう。以下同じ。) の場合は、居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面等を添付すること。

※ 補助対象者が申請日において、白石町の町税等の納税義務が発生していない場合は、移住する直前に在住していた市区町村における、世帯全員に市区町村税の滞納がないことを証する書類についても申請書に添付すること。

※ 新築住宅の登記事項証明書について、申請時点で登記が完了していない場合は、新築建物の床面積が確認できる図面等及び建築基準法に基づく検査済証の写し又は工事が完了したことが確認できる書類を申請書に添付することによってそれに代えることができる。ただし登記の完了後は速やかに登記事項証明書を提出すること。